

新型コロナウイルス感染症対策について

大 牟 田 市

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大の長期化により市民の社会・経済活動に大きな影響を及ぼしています。このため、感染症対策を一層強化するため、ワクチン接種の着実な実施をはじめとする各種対策を総合的に実施してまいります。

1. ワクチン接種の着実な実施

(1) ワクチン接種に従事する医療従事者への支援

- ・ ワクチンの集団接種に従事する医療従事者（医師、薬剤師、看護師）に対し、出務料を支給する
（延 560 人：1 日あたり医師 7 人、薬剤師 7 人、看護師 14 人）

(2) ワクチン接種を実施する医療機関への支援

- ・ ワクチンの個別接種を実施する医療機関（70 箇所程度）に対し、支援金（1 機関 10 万円）を支給する

(3) ワクチン接種会場までの移動の支援（5 月 16 日より実施）

- ・ 医療機関及び集団接種会場への移動手段がない方であって次に該当する方*に対し、タクシー利用時の初乗り料金相当額を助成する

※ 要介護 3～5 の認定を受けている方

身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方
令和 3 年度中に 75 歳以上になる方（昭和 22 年 4 月 1 日以前に生まれた方）または運転免許証を返納された方

2. 市民生活支援

(1) 新生児応援特別定額給付金の支給

- ・ コロナ禍における子育てに係る不安や負担を軽減するため、本市に住民登録している母親が令和 3 年 4 月 2 日から令和 4 年 4 月 1 日までに出産し、本市に住民登録した新生児に対し、市独自に 1 人あたり 10 万円を支給する（約 700 人を想定）

※令和 2 年 4 月 28 日～令和 3 年 4 月 1 日の新生児については、令和 2 年度予算で対応

(2) 緊急雇用対策

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、就労に影響を受けた方を対象に、本市の会計年度任用職員として緊急的に雇用を行う（50 人程度）

(3) 市営住宅の家賃減免

- ・ 市営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や世帯収入の減少などの理由により家賃の支払いが困難な方を対象に、収入額に応じた家賃を減免する

(4) 修学旅行キャンセル料の支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大により市立の小学校・中学校・特別支援学校の修学旅行を中止または延期、もしくは旅行先を変更した場合に発生するキャンセル料を補助することで、保護者への負担の軽減を図る

(5) 生理用品を十分に入手できない女性への支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経済的困窮などの理由により、生理用品を十分に入手できない女性に対し、市、社会福祉協議会等が相談に応じるとともに生理用品を配布し、健康支援・生活支援を行う

3. 事業継続支援

(1) 国の月次支援金への上乗せ支援

- ・ 月間売上が50%以上減少しており、国の月次支援金を受給する事業者（県の上乗せ支援の対象事業者以外の事業者[※]）に対し、市独自に支援金（国の支援金確定額の2分の1、法人：上限10万円、個人：上限5万円）を給付する（約500件を想定）

※ 県は飲食店に酒類を販売する事業者を対象に支援するため、市はそれ以外の事業者（例えば、飲食店に鮮魚・肉類を販売する事業者やおしぼりをリースする事業者など）を対象に支援

(2) 県の月次支援金への上乗せ支援

- ・ 月間売上が30%以上50%未満減少しており、県の月次支援金を受給する事業者に対し、市独自に支援金（県の支援金確定額の2分の1、法人：上限5万円、個人：上限2.5万円）を上乗せ給付する（約300件を想定）

(3) 返済条件緩和にかかる保証料の支援

- ・ 地域対策融資資金、新規創業融資資金債務において、返済期間の延長等の条件変更を行う事業者の信用保証料を市で負担し、支援する

4. 公共施設等における感染対策

(1) 公共施設における感染拡大防止のための環境整備

- ・ 公共施設（小中学校、リフレスおおむた、野球場、記念グラウンド）におけるトイレ洋式化、自動手洗器等への改修を推進する

(2) 給食調理室の衛生管理の徹底

- ・ 給食調理室の環境改善（熱中症対策）及び調理作業の効率化を行うことにより、衛生管理を徹底するため、小学校（19校）・特別支援学校（1校）にスチームコンベクションオーブン[※]を設置する

※ 熱風及び蒸気により焼く、煮る、蒸す、茹でるが可能な温度管理機能付きの調理機器

(3) 行政運営における接触機会の低減

- ・ 電子入札システムの導入及び電子申請サービスの拡充を推進する

※なお、必要な予算については6月補正予算へ計上することとし、とりまとめを進めているところです（急を要する事業は既定予算の中で対応します。）。

【参考】

今回の緊急事態措置等による影響を受けた事業者に向けた支援策一覧

	主な要件	国	県	市
要請対象施設 (飲食店等※)	休業又は 営業時間の 短縮等		■感染拡大防止協力金【商工部】 給付額：①売上高による、上限 4～10 万円/日 ②家賃月額 の 2/3 (上限 20 万円) を加算 ※酒類又はカラオケ設備を提供する飲 食店等が要請に応じた場合のみ対象	
要請対象外施設	売上高減少 ▲50%以上	■月次支援金【中小企業庁】 給付額：基準月の売上差額 法人 上限 20 万円 個人 上限 10 万円	■月次支援金【商工部】 ①国の月次支援金への上乗せ 対 象： <u>飲食店に酒類を販売する事業者</u> 給付額：基準月の売上差額－国の支援金給付額 法人 上限 20 万円 個人 上限 10 万円	■市独自支援 ①国の月次支援金への上乗せ 対 象： <u>県支援金の対象とならない事業者</u> 給付額：国の支援金確定額の 2 分の 1 法人 上限 10 万円 個人 上限 5 万円
			②県の月次支援金 給付額：基準月の売上差額 法人 上限 10 万円 個人 上限 5 万円	
要請対象施設 (大型商業 施設等)	休業又は 営業時間の 短縮等		■感染拡大防止協力金【商工部】 給付額：(施設) 1000 m ² 毎に 最大 20 万円/日 (テナント) 100 m ² 毎に最大 2 万円/日	

※次の①②の要件を満たすもの。

①飲食店、喫茶店、カラオケ店、遊興施設のうち食品衛生法の営業許可を受けている店舗、食品衛生法の営業許可を受けている結婚式場。

②酒類又はカラオケ設備を提供する店舗、または従来 20 時から翌朝 5 時までの時間帯に営業を行っている店舗であること。